

## 2025(令和7)年度 第2回 栗東市同和教育推進委員会の概要

◆開催日時：2026(令和8)年3月2日(月) 13:30~14:40

◆開催場所：栗東市役所3階 談話室

◆出席者：【推進委員】山口委員長、西尾委員、田村委員、山下委員、岩崎委員、  
中井委員、北村委員

【栗東市】教育長、市民部長、教育部長

【事務局】人権擁護課長、人権擁護課員3名

◆欠席者：金城副委員長、菅居委員、田代委員

◆傍聴者：1名

### 概 要

#### 1 開会

- ・委員会の公開について
- ・人権擁護都市宣言(唱和)
- ・委員長あいさつ
- ・教育長あいさつ

#### 2 案件

(1) 2025(令和7)年度 各課の人権教育・啓発の取り組みにおける成果と課題について

#### 3 その他

- ・今後の栗東市同和教育推進委員会について
- ・委員報酬の支払について

#### 4 閉会

- ・教育長あいさつ

## 主な意見、提言、質疑応答等

### 【2025(令和7)年度各課の人権教育・啓発の取り組みにおける成果と課題について】

- ・各委員より事前にいただいた意見・質問について、各担当課に確認した内容を事務局から回答

#### 人事課

##### ○「No.9 職場研修推進員説明会・職場研修」についての質問

(事務局) 今年度は11月、2月に庁内のインフォメーションにおきまして、職場研修に関する周知を行っております。引き続き、3月にも周知を行って、実施率の向上に努めてまいりますということで、3月に入りましたので、本日、早速インフォメーションに掲載されておりました。このように周知いただいております。

(委員) なぜこの質問をさせてもらったかといいますと、過去の資料も残っていたので見ていたところ、毎年同じようなことが書かれていて、実際にどういうことが行われているのか、掘り起こして聞きたいと思いました。インフォメーションというのは、職員の各パソコンへ送信されるということですか。

(事務局) パソコンで全員が見られるインフォメーションという形で、連絡する手段として使っております。それを活用して案内していただいております。

#### 人事課・自治振興課

##### ○「ハラスメント防止」についての意見

(事務局) ハラスメントの防止にはアクティブバイスタンダーという役割が重要視されてきているということでご意見をいただきましたが、アクティブバイスタンダーという言葉について、アクティブというのは行動する、バイスタンダーというのは傍観者、周りにいる人として、被害を軽減する第三者ということです。人事課では、次年度以降の集合研修にて学ぶ機会を設けられるように人権担当課と連携を図りながら、検討していきます。自治振興課では、ハラスメント防止の取り組みの中にも、アクティブバイスタンダーの観点も取り入れていきますということで回答をいただいております。

(委員) 取り組みを見させていただいて、さまざまな課がハラスメントのことを記載されていましたが、1月に群馬で開催された人権啓発研究集会で、アクティブバイスタンダーの講演を聞かせていただいたりとか、勤務先の理事に県立大学の教授がおられて、大学でも学生にアクティブバイスタンダーの講義をしているというお話を聞かせていただいたりしたこともあって、ハラスメントは被害を受けた側が訴えにくい事案ということで、周りの役割が極めて重要だということで、そういったところも取り入れていただ

けたらと思います。

#### 自治振興課

##### ○「No.69 セクハラ防止対策の推進」についての質問・意見

(事務局) 自治振興課には専門の相談窓口はないため、担当者がいなくて、数のほうは現在把握できていないということを聞いています。啓発の効果について、各相談窓口における相談状況、内容等の把握に努めていきたいと考えています。今年度は把握ができていませんでしたが、男女共同参画社会づくり推進委員会という会議の中でも、各課からのハラスメントやセクハラの状況などを今後把握して、進めていきたいということでした。2つめの啓発全般については、不特定多数向けのほか、ターゲットを絞った啓発を行っていますということで、今年度は、若年層のDV被害を防いでいくために、市内県立高校生向けにデートDVに係る啓発品を配布して啓発を進められました。

(委員) おおむね了解いたしました。ここでこの質問をさせてもらったのは、最近、便利なSNSやホームページでの発信で啓発するという形の推進がよく出てきます。確かに便利ではありますが、それで発信したからといって啓発ができたかどうかというのは不明なところもあるので、その効果はやはり把握しないとわからないだろうと思います。出しっぱなしで、ちゃんと届いているのかもわからないと思います。そういうことをこちらから積極的に見に行くことは少ないと思いますので、そういう形の啓発活動は効果を探りながらされるのが望ましいのではないかとということで質問をさせていただきました。

(事務局) SNSやホームページでの啓発はなかなか効果が測りにくい部分もありますが、そこを把握することで、次に啓発する方法や手段なども考えていけることがありますので、把握に努めていきたいと思っております。

##### ○「No.143 国際交流事業」についての意見

(事務局) 国際交流の質向上に向けて引き続き取り組んでいきますということで回答をいただいております。

(委員) 実績が上がってきてよかったですということを評価させていただきました。第1回の委員会のときに、目標のところに目標値が書いていないということを指摘させてもらったら、今回はだいぶ書いていただくようになって、外部から見た場合、実際にどの程度成果があったのかというのは、そういう数値にしてもらわないと見えてきませんので、数値化して見せていただくのは大事なことだと思っています。それでちゃんと見えてきたというのはいい成果だと思っています。

○「十里地域課題解決の目標に対する取り組みの成果と課題」についての質問

(事務局) 今回は3月末までの見込みも含めて記入していただくということで、実績報告の作成依頼があいまいだったこともありましたが、2月12日に実施されたさわやか学級異文化交流には12名の方が参加して、ベトナムの生活や文化について講師の方からお話を聞いたり、ベトナムの遊びを体験したりしましたということで、自治振興課から報告をいただいています。

・質問者の委員については欠席、出席委員からの追加の質問等はなし

自治振興課・幼児課・学校教育課

○「若年層の性暴力被害の予防」についての意見

(事務局) 自治振興課からは、ジェンダー平等の視点から性について随時啓発を行っていきますと回答をいただいています。

幼児課からは、就学前保育・教育では人権保育を基盤に一人一人を大切にしようとする中で自尊感情を育てています。自分が好きと思えることが、自分も周りも大切にできる心につながると考えています。また、性についての大人の固定概念をアップデートしていく必要があります。保護者へは園だよりや研修を通して多様な考え方につながるよう啓発をしています。また、子どもと関わる保育者自身の人権意識が重要であり、新しい知識をアップデートしながら学び続けていきますと回答をいただいております。

学校教育課からは、引き続き人権教育の視点を各教科の年間指導計画に組み込み、包括的性教育の教育実践を行います。また、教職員が人権意識を高めることができる環境づくりに努め、研修などを通して、児童生徒や保護者、地域の方々との日常の関わりに活かしていきます。年間指導計画の中に、性に関する保健体育や学級活動をもう一度見直して、指導をしていきたいということで回答をいただいています。

(委員) 性的マイノリティについても包括的性教育の中に含まれていて、それに対する理解はだいぶ広まっていると思います。性教育というと、タブー視であったり、歯止め規定もあつたりしますので、なかなか子どもたちの理解が不十分なところで、例えば修学旅行など宿泊を伴う学校行事の前には、女子だけ養護教諭の先生から聞いて、男子は学級担任からというように、男子と女子を分けていつてしまっているというところが、理解の不十分につながっているのではないかと思います。このように、就学前から自分は本当に大切な存在なんだと、自分の体を一番大切にできる子どもたち、触っていい、触られたら嫌というのも、自分が決められる権利なんだというところをしっかりと伝えていく中で、性加害・性被害というのも少なくなっていくのではないかと思いますので、一緒に考えて取り組んでいただけたらと思います。

## ひだまりの家

### ○「No.44 ひだまりの家（福祉事業）」についての質問

（事務局）ひだまりの家（福祉事業）の隣保館デイサービス事業は、平成31年4月1日より「美里の会」が統合され、介護予防や住民相互の理解及び交流を深めることを目的に実施しています。実情として、木曜日以外を希望される美里地域の利用者もおられます。今後も利用者の個々のニーズ等を丁寧に聞きながら、住民相互の交流がさらに深まるように図りたいと回答をいただいております。

・質問者の委員については欠席、出席委員からの追加の質問等はなし

### ○「1年間の成果と課題」についての意見

（事務局）「他機関の連携し」という記載を「他機関と連携し」に訂正します。事務局として確認しきれていなかったところがあり、申し訳ありませんでした。

## 障がい福祉課

### ○「No.69 障がい者の虐待防止に向けた取組の推進」についての質問

（事務局）虐待が疑われる事例については、支援者や関係機関から把握して対応したものです。広報などの啓発がきっかけとなって判明したという事例は今のところ把握しておりませんが、障がい者虐待についての基本的な知識、通報については、一般の方にも関わる内容ですので、今後も継続して啓発してまいりますと回答をいただいております。

（委員）ほぼそういうことだろうと思っていましたけれども、回答として書かれている「今後も継続してまいります」というのは、どういう形での啓発を継続していこうと言っておられるのか、そのあたりがわからないと思います。

（事務局）申し訳ありませんが、具体的にどのような形で継続するのかというところまでは、こちらでは確認できておりませんが、おそらく同じような形になるのではないかと思います。広報やホームページを通じて、まず広く知らせていくことが、一般の方への啓発にはなっていくと思いますので、広く広報していくということかと思っております。

（委員）いろいろ頑張ってくださいと思います。

## 長寿福祉課

### ○「No.93 認知症施策の充実と高齢者虐待防止の取り組み」「No.94 地域ふれあい敬老事業補助事業」「No.96 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業委託事業」「No.100 介護予防事業（いきいき百歳体操）」「No.101 老人福祉センターの運営委託事業」についての意見

(事務局) 第1回の委員会のときにご指摘いただきまして、各事業の今まで目標値が定まっていなかったところに目標値を設定して今年度の取り組みを進めたということで、来年度も引き続き目標値を設定して、それに向かって取り組みを進めていくということで回答をいただいております。

(委員) 目標値を示していただくということは、外部的にも、内部的にも判断しやすいとか、今後の取り組みに関わっていけるとお思いますので、ぜひともそういう形で続けていただきたいとお思います。

○「No.100 介護予防事業（いきいき百歳体操）」についての質問

(事務局) 年度末までにおおよそ60団体からの継続支援の依頼があり、支援できる見込みですということで、今回の資料は1月時点での実績となりましたので、年度末まで見越すとおおよそ目標を達成できるということで回答をいただいております。

(委員) 目標値を定めてくださいということで、いろいろ定めていただいておりますが、この時期に会議を開催するというので、1月時点の集計で実績が出されていまして、目標値と現在までの達成値を比較して検討するのは難しいということを感じます。いま回答を聞かせてもらいましたので、この件に関しては了解です。

**商工観光労政課**

○「No.23 企業への研修講師の派遣」についての質問

(事務局) 第1回の委員会のときに、前年度実績が4社4回となっていましたので、今年度も前年度並みということで4社4回に目標を上方修正されたという経緯があります。今年度は実績では2社という報告になっていますが、その2社以外にもさらに他の企業2社から研修講師派遣についての相談があったということでした。相談を受けて、企業が希望される研修内容をお聞きすると、人権教育指導員に研修講師をしていただくほうがより適切だと商工観光労政課で判断されて、人権擁護課へつなぎをしていただきました。こちらの2社の対応も含めると、4社に対しての講師派遣ができたということになります。企業によってさまざまな研修を希望されると思いますので、いろいろな研修に対応できるように企業啓発指導員のスキルアップをはかったり、研修内容に応じてはふさわしい講師へ適切につないでいくことが大切だと考えていますと回答をいただいております。

(委員) 2社2回から4社4回に目標値を上げられたのに、結果としては2社2回ということが書いてあり、そしてさらに次年度に向けた課題にそれに関するものが何も書かれていなかったのが質問させてもらいました。あれだけの文面では書ききれない内容もあるだろうだろうとお思いますので、何らかの努力、別の形でもアプローチがされていた

ということを知りましたので、それでいいかなと思います。数値化するというのはなかなか難しい部分があることは重々承知の上で話をしていますが、こうやって外部の者が見ているということを知ってもらうことも大事ではないかと思ひまして、細かいことを質問させてもらっています。

#### 子育て支援課

##### ○「No.84 母子福祉推進事業についての質問

(事務局) ひとり親家庭福祉推進員制度は廃止されますが、本制度の支援機能は滋賀県、関係機関および市の連携体制のもとで対応を図っていきますということで、その役が廃止になった後の対応も考えながら事業を進めていくということで回答をいただいております。

(委員) 令和8年度末でひとり親家庭福祉推進員の役が廃止されて、これを県や市の機関で対応されていくことになりましたが、それで困っておられる方たちへの支援が十分なのかと思ひましたので質問させていただきました。

#### 発達支援課・幼児課・学校教育課

##### ○「特別支援学級在籍児童生徒の合理的配慮」についての意見

(事務局) 発達支援課からは、将来に向け、児童生徒自ら意見を表明できるよう、児童生徒の達成感につながる適切な配慮と支援の提供に向け、相談支援を行っていきますと回答をいただいております。

幼児課からは、すべての子どもが安心して過ごせる環境づくりをしています。気になる行動の背景にある要因を探ったり、子どもの特性を理解しながら生活しやすいように工夫し環境調整をしていきますと回答をいただいております。

学校教育課からは、合理的配慮の内容は、本人や保護者と話し合いながら個別の教育支援計画(個別の指導計画)に明記するとともに、定期的に見直しをしています。引き続き、インクルーシブ教育の推進に努めてまいりますと回答をいただいております。

(委員) 特別支援学級数、在籍児童生徒数が増え続ける中で、学校教育課が書かれているインクルーシブ教育について、日本のインクルーシブ教育は、国連のほうから間違っているという勧告を受けています。共にある中での合理的配慮なのか、分けることがともすると合理的配慮というような感覚を教員が持ってしまうところがあるのではないかとこのところ、共にある中での合理的配慮をベースに考えていただきたいと思ひます。大人のよかれが子どもを苦しめていないかということは、常に大切に持っていきたいと思ひています。先日、全国障害学生支援センターから講師をお招きして、高校年代の障がい者のその先の進路をテーマに講演をいただきました。なかなかその理解が十分でないということで、高校の先生がたくさん集まってくださいました。進路先を見

据えて特別支援学級に入級してもらっていることが十分に把握できているのかなということもすごく心配しているところです。講師の方はセルフアドボケイトとおっしゃっていましたが、自分が声をあげたからこんな社会が実現できた、こんな空間が提供されたという、声をあげてくれたからこんなことができたんだよということを、就学前であったり、子どものうちから、子どもの声を大切にしながら、こちらの対応や支援をしていくというところを大切にすべきだと伝えてくださいましたので、その辺りもまた考えていけるといいなと思います。

## 学校教育課

### ○「No.24 人権教育担当者連絡協議会」についての質問

(事務局) 質問1の2023年度までの3回目の内容については、県外研修や各種研修での学びの共有、子どもや保護者、同僚とより一層の人間関係を築くために取り組んだことについて協議を行いました。質問2の成果については、集約シートを活用し、取組の改善に関する具体的な方策が見出されてきている。各校園内、継続的なミニ研修の実施、特にアウトプットの機会が持たれている。人権に関する子ども主体による活動が展開されている。人権の取組が通信等にて発信されているという成果が出ております。また、課題としては、学んだことや取組の日常生活への発展や、研修機会や時間の確保等、タイムマネジメントの難しさが、課題として挙がっております。また、傾向としては、人権課題が多様化する中、各校園においてもあらゆる人権課題を扱った学習が展開されている傾向があるということで報告をいただいております。

(委員) 2つめの質問で、成果を4つ出していただいておりますが、具体的な方策や継続的なミニ研修、子ども主体による活動、人権の取組が通信で発信されているということを書いていただいております。とてもいいことだと思います。ご苦労様ですと感じています。それらのことが、課題に書いてくださっている「取組の日常生活への発展」につながっていくような気がいたしますので、ぜひこういう方向で、あるいはさらに深めていただきながら進めていただければありがたいと思います。

## 図書館

### ○「No.97 高齢者の読書環境整備」についての意見

(事務局) 今後もボランティア活動の機会の提供と大活字本の購入は、高齢者の読書環境整備と社会活動参画として続けたいと思います。また、音訳ボランティアの養成につきましても、引き続き講座を開催したいと考えていますということで、引き続き現在の事業を行っていききたいとの回答をいただいております。

(委員) だんだん年をとってきて、目も悪かったりするので、大活字本の購入を年々減ることなく続けていただいているので、読みにくい方とかがきっと喜んでおられるだろう

と思って嬉しいです。また、音訳ボランティアについては、今現在なさっている方たちを少し知っているのですが、高齢化により続けることが難しくなっているため、引き続きこうやって講座を開催して下さることで、続けて下さる方が継続してできることがよかったですと思いますので、ありがとうございます。

#### 人権擁護課

○「No.15 人権関係団体による啓発などの事業」「No.18 人権尊重に向けた啓発事業」についての意見

(事務局) 講演会事業の講師名には、今後、敬称をつけさせていただくようにしたいと思います。

(委員) ありがとうございます。よろしくお願いします。

○「No.49 準隣保館会議」についての質問

(事務局) ひだまりの家の事業でもつけたい力を表記していますが、準隣保館会議につきましても、大きく分けて2つの力「解放の力」「自己実現の力」として、「解放の力」の中には、差別をなくす生き方、自尊感情、仲間がいること、また、「自己実現の力」の中には、進路意識、生活習慣、学ぶ力をそれぞれ指標にしながら、就学前・小・中学校における具体的な子どもたちの姿を設定しています。内容については毎年確認しながら、次年度に生かしていっているところです。

(委員) 大きく2つの指標があるということがよくわかりました。

○「人権講演会」についての意見

(事務局) 講演会や講座のテーマについては、多くの方に興味を持ってもらえるように、さまざまな人権課題の中から設定しております。周知についても、広報折り込み、ホームページ、市LINEなどいろいろ活用しながら、テーマに合わせてチラシの配布場所を変更する等の工夫もしております。今年度は、市民のつどいは性的マイノリティの関係の講師の方をお招きしましたので、高校生にたくさん来てもらえるといいなということで、高校生にも個別でチラシを配らせていただいて、工夫していくようにしております。

(委員) 人権思想の高揚には、やはり教育や啓発が大きなウエイトを占めていると思います。さまざまなやり方があると思いますが、さきらに多くの人に集まっていただいて話を直接聞いていただくというのも、大きな啓発の場になると思います。栗東市は、よく頑張ってくださっていると思います。他市のことはあまり知りませんが、講師の先生を1人選ぶことにしても、人を集めることも大変だと思いますが、ぜひこれからも頑張っていたきたいと思います。よろしくお願いします。

○「人権啓発の取り組み」についての意見

(事務局) 社会人権教育推進員説明会はミニ研修を取り入れながら実施していますが、市内には126自治会ありますので、126名の推進員の方に啓発ができるという点で、有効であると考えております。また、人権啓発リーダー講座につきましても、市民の皆さんをはじめ、教職員の学びの場にもなりますので、さまざまな人権課題をテーマに今後も内容を充実させるように検討してまいります。じんけんミーティングにつきましても、多くの自治会が資料回覧コースを選択されているということもございますが、この状況から回覧いただく資料を充実するというのも、私たちに課せられた課題の一つと考えております。ご意見をいただきました人権作文コンテストや、人権尊重推進協議会の啓発作品の優秀作品などを、じんけんミーティングの資料として活用していくということも今後、検討していきたいと思っております。

(委員) 市民の皆さん全体を対象にした講演会も大きな啓発の場だと思いますが、人権啓発リーダー講座やじんけんミーティングも非常に大切な機会だと思いますので、ぜひ充実させていただきたいと思っております。補足になりますが、私たち大人も、若い人たちから、あるいは子どもたちから学ばせていただくことはとても多いと思っております。中学生の人権作文コンテストについては、1月17日に滋賀県大会がさきらでありました。本当に優秀で、受賞された作品は素晴らしいものばかりでした。こういう作品を活用していくのも一つかなと思います。例をあげますと、JAが発行されている広報紙で、名前はわかりませんが、人権やふれあいに関する紙面もときおり配られます。その紙面を読んでいると、滋賀県だけの大会ではなくて、各都道府県で大会があって、そのあと全国で文部科学大臣賞などの作文を選ぶようで、その受賞作品が12月号に掲載されていました。そういう形で広報されるのも大きなことだと思います。滋賀県の単位、そして都道府県単位でこういう作文を書いて、中学生が人権について考える。今回、全国で60校ぐらいが応募して、7000人ぐらいが作文を書いたそうです。また、さらにありがたい話が、栗東市では、2月21日にさきらで人権を考える市民のつどいが開催されました。ほぼ同じような形で、栗東市が独自に作文や標語、ポスター、マンガなど、いろいろなジャンルで作品を募集されて、受賞作品をステージのスクリーンに写したり、表彰もされたりして、そういう形で啓発いただいているというのはとても素晴らしいと思っております。日本全体でそんな特に若い子たちを対象にした取り組みが進められている。さらに大人の我々もそういうものを読ませていただいて、お互いに勉強できたらいいなど、少しでもいい社会になるのではないかと思います。

全体を通して

○「実績に対する評価」について

(事務局) 各課には、今年度の実績として、1月現在の取り組み状況や成果を記載してい

ただくように依頼をしておりました。2月～3月の予定も含んで書いていただいている課もありましたが、2月～3月の予定は含まない形での実績を書いていただいている課が多かったです。こういった各種の計画の実績を見ていただく場合に、依頼の仕方によって表記が分かれてしまうところがありますので、また今後、各課に実績を依頼する際には、年度末までの見込み分がわかるように書いていただくとわかりやすいのではないかと、このことを課内でも話をしておりました。できれば年度内の見込みも入れて、目標値で評価するようにしていけばどうかということをおもっています。

(委員) 市役所ではいろんな事業をしていただいています。外部の者に評価してもらおうとなると、やはり目標値と成果がないと何とも言いようがない。すべての事業を知っているわけではありませぬので、何か意見をとなると、具体的なものを提示していただくことが大事だと思います。目標値をたくさんの課で設定いただいたのは結構なのですが、結局評価がしにくかったらあまり意味がないので、先ほどおっしゃったように、3月までの予定も含めての成果をあげていただいたほうが、この時期での評価がしやすいと思いますので、よろしくお願ひします。

(教育部長) いまご指摘の部分と、先ほど自治振興課のさわやか学級異文化交流事業に関連していただいた質問がリンクしているように思います。先ほどのご指摘は、実施していない事業に対してそれを成果に書くのはいかなものかという部分でした。つまり見込みで書くとなると、今度はこういうご指摘を増やすことになるだろうと思います。それであるならば、1月の皆さんにお手元に届くまでを基準日にして、そこまでの成果で揃えるほうがスカッとするのではないかと思います。あるいは、先ほどのご指摘を避けようと思いますと、表現を変更して、実績および成果と課題は何月何日現在、今後、未実施事業の実施完了後に追記修正予定という文字を全体に載せるか。そして、最終的にはこの会議で、もしくはこれに代わるような会議の中で、皆さんにお示ししますという形のほうがスカッとするのかなと思います、いかがでしょうか。

(委員) とにかく目標と成果で判断できるような資料のほうがこういう場ではいいかなと思います。どちらでも結構ですので、今後、検討をよろしくお願ひします。

(教育部長) そうしますと、先ほどご指摘いただいたさわやか学級異文化交流事業についての質問への回答が変わってくると思います。2月12日実施事業の中身を聞いておられるのではなくて、この編集方針のことについて聞いておられると思います。他にも商工観光労政課や幼児課など、資料の送付後に行うであろう事業を掲載しておられるところがいくつかあります。そういう意味では、こども家庭センターが書いておられるように、1月末時点という表記を丁寧に1つつ加えていくのか、また、先ほど申しあげたように、どこかで統一して何月何日時点の実績ですというのでいくのか、それを先ほど

の質問に対しての回答とされるのがいいのかなと全体を見させていただいて感じました。

(事務局) 資料 5 ページをご覧くださいますと、自治振興課の「十里地域課題解決のための目標に対する取り組みの成果と課題」として、文章で表記するところがございます。その 1 行目に「ひだまりの家の事業を通じて、異文化と触れ合う場を提供することが出来ました」とあります。この文章について、これから 2 月に実施する事業なのに、やったことになっているというご指摘をいただいております。自治振興課も実施する予定で内容も決まっていたので、こういう書き方をされたかなという形が見受けられました。どちらかという、資料の各項目の事業については、各課のほうで実施予定といった表記で書いておいていただくと成立するのではないかと考えています。

(教育部長) それが先ほど言っておられた 1 月時点ではなくて、3 月までを見通した見込みで評価するとなると、そうなると思います。その矛盾だと思います。

(委員長) 委員の皆様、ご意見はございませんか。今、混在しているというご意見が出ております。

(事務局) 今ご意見をいただいて、やはり予定というような書き方を追記させていただくのが一番わかりやすいのではないかと感じております。これについては実施予定という形で、文末など表記の中に入れていただく。未実施のものについては、括弧をして 2 月実施予定といった形で書いていただくと、誤解が生まれないのかなということを感じましたので、もし皆様のご意見がなければそういった形で、こういった計画等は今後もしろんな面で問い合わせをすることがありますので、その辺りも人権擁護課としては気をつけてやっていけたらと考えております。

(委員長) では、一定の基準日を設けて実績評価していくということで、よろしいでしょうか。それでは、よろしく申し上げます。

(市民部長) 先ほどの質問で委員がおっしゃっておられる十里地域課題解決の成果と課題で、委員の方は、2 月 12 日実施のさわやか学級のことを言っておられますが、自治振興課は、資料 4 ページに記載のある大宝西ふれあい解放文化祭でも国際交流協会さんがイベントをやっておられるので、おそらくそこを含めて、解放文化祭にも出向いて事業を実施したということを行っているのではないのでしょうか。さわやか学級のことだけではなくて、自治振興課は、さわやか学級はこれから実施する事業だけれども、大宝西の文化祭に出向いてやっていますということを行っていると思います。

(事務局) ご指摘いただいた通り、部分的に未実施の内容もあるけれども、すでに実施い

ただいたものも入っているため、成果の中に書けるということで表記していただいていると捉えられると、この件については特に大きな問題はないということは感じます。

○「周知や啓発の方法」について

(事務局) 啓発について、人と人との直接的なアプローチも必要ではないですかとご意見いただいております。私たちもそこは本当に大切にしなければいけないところだと思っています。たくさんの方にさまざまな手段で啓発していくことで、届く方を広げるというのも一つと思いながら、ホームページの掲載、チラシの一斉配布とさまざまな形をとっております。チラシの配布の際には、事業内容をアピールしながら依頼するように、できるだけ声をかけてお渡しするように気をつけております。今後も、顔を見合わせながら「よかったらまたこういう事業があるので来てください」と声かけながら渡せるような機会があれば、そこを大切にしながら取り組んでいきたいと思っております。

(委員) SNS やホームページで発信したからもう啓発ができたと思えるのは間違いだと思っておりますので、それだけではなくて、それ以外のことも考えて実施していただく、あるいはその発信をしてどういう効果があったのか、その辺りまで確かめるなど、大変かもしれませんが、SNS の発信だけでその事業が終わりみたいな感じでは駄目ですよということをお伝えしておきたいと思っております。